

## 令和3年度公募の評価方法について（案）

### 1 評価対象

令和3年度中に委員の公募を実施し、かつ当該年度内に公募が終了している施策  
（対象公募件数：36）

（考え方）

- 令和3年度に公募を実施した機関：36機関  
→ 件数が多いため、評価対象の抽出が必要です。
- 公募については、広く市民の参加が可能な手法であることから市民参加において重要な制度ですが、課題も多いため、より効果的な内容とするための検討を進めていきます。
  - 〈課題1〉全体的に応募者数が少ない
    - 【現状】令和3年度で募集人数を上回る公募は14あり、反対に下回るのは6あった。  
→ 募集人数を下回るのは、公募の主旨からいっても望ましくはない。
  - 〈課題2〉公募の対象者をより広範囲に拡大化する。
    - 【現状】特定の方が複数の公募を兼任している状況が見受けられる。  
→ より広く、市民全体が参加できるような公募環境であるべき。

### 2 評価方法

抽出した公募について、市民が応募しやすい内容であったのか、公募資料を大きく3つの項目に分類して検証していきたいと思えます。

≪評価指標≫

- ① 全体的な内容の見やすさについて
  - 3点…十分に見やすい or 良い
  - 2点…まあまあ見やすいが改善の余地あり or 普通
  - 1点…改善が必要 or 悪い
- ② 公募委員に求められていることの理解のしやすさについて
  - 3点…理解しやすい or 良い
  - 2点…まあまあ理解できるが改善の余地あり or 普通
  - 1点…はっきりせず、理解しにくい or 悪い
- ③ 作文（応募動機を除く）は書きやすさに配慮した内容かどうか
  - 3点…書きやすい内容 or 良い
  - 2点…まあまあ書きやすいが改善の余地あり or 普通
  - 1点…内容が難解で、書きにくい or 悪い

○ 「全体的に内容が見やすい」とは、タイトルや字体のバランス、文章の構成を含めて見る側にとって分かりやすいようにイラスト等を取り入れているか、キャッチコピー等を用いて人目や関心を引くような構成となっているか、白黒ではなくカラーの印刷であるか、などを想定しています。

○ 「公募委員に求められていることが理解しやすい」とは、事業内容を含めて難解な語句や専門的な用語が極力使用されておらず、市民が理解しやすい表現を用いたものであるか。

更に、公募委員に選ばれた際にどのような内容の議論に参加していくことになるのか、そういった内容が丁寧に説明されているかどうかを想定しています。

○ 「作文（応募動機を除く）は書きやすさに配慮した内容」とは、テーマが難解であったり専門的なものではなく、ある程度普段から馴染みのあるものかどうかを想定しています。

選考する側としては、作文の提出を求めるのは、その分野にどれだけ関心があり、積極的に議論に参加してくれる人材かどうかを判断する上で重要な要素となり、ある程度人物像も見えてくるため、作文を求めたい気持ちは分かりますが、テーマが普段からあまり馴染みのないものや、難解・専門的な内容であれば、気軽に応募できなくなることも考えられます。

そのため、テーマ設定や文字数設定は適切か、書きやすい内容かどうかを丁寧に検討した上で、実施を判断していくべきであると考えます。

### 3 資料内容

評価を行うにあたり、各公募におけるチラシと応募用紙を紹介し、公募で配布した資料を添付します。[資料13](#)の令和3年度 公募実施状況一覧表と併せて見ていきます。

#### 【例1】

附属機関名	旭川市社会福祉審議会 (No.6)
タイトル	旭川市社会福祉審議会の委員を募集します
審議する事項	①障がい者の福祉に関する事項 ②高齢者の福祉に関する事項
募集人数	①2人 (原則として男1人女1人) ②2人 (原則として男1人女1人)
任 期	令和3年5月10日～令和6年5月9日 (3年間)
開催回数・時間帯	※令和2年度実績：6回 (平日の午後6時以降に開催)
応募期間	令和3年3月17日 (水)～令和3年4月16日 (金)
応募方法	・応募用紙に必要事項 (氏名・性別・生年月日等) を記入 ・障がい者や高齢者の福祉についての意見のほか、応募動機等を400字程度で記載

評価項目	全体の見やすさ	理解のしやすさ	作文の内容	※その他の要素
採点	3点・2点・1点	3点・2点・1点	3点・2点・1点	3点・2点・1点
コメント				

【例2】

附属機関名	旭川市図書館協議会 (No.18)			
タイトル	「旭川市図書館協議会」の委員を募集します			
審議する事項	図書館の運営について審議する			
募集人数	3人 (原則として男女各1人以上)			
任期	令和3年12月1日～令和5年11月30日 (2年間)			
開催回数・時間帯	年2回程度 (平日の午後の時間帯, 2時間程度を予定)			
応募期間	令和3年8月20日 (金)～令和3年10月15日 (金)			
応募方法	応募用紙に必要事項 (氏名・性別・生年月日) 及び応募動機を記入			
評価項目	全体の見やすさ	理解のしやすさ	作文の内容	※その他の要素
採点	3点・2点・1点	3点・2点・1点	3点・2点・1点	3点・2点・1点
コメント				

【例3】

懇談会名	旭川市農業センター運営懇話会 (No.36)			
タイトル	「旭川市農業センター運営懇話会」の参加者を募集します。			
意見交換する事項	本市の農業振興のための支援や都市と農村の交流を進めるための施設である農業センターを円滑に運営するために, 意見交換等を行う			
募集人数	3人 (男女各1人以上)			
参加依頼期間	令和3年5月 (予定) から2年間			
開催回数・時間帯	年2回程度 (平日の午前又は午後, 1回の会議は2時間程度を予定)			
応募期間	令和3年3月22日 (月)～令和3年4月22日 (木)			
応募方法	応募用紙に必要事項 (氏名・性別・生年月日) 及び応募動機を記入			
評価項目	全体の見やすさ	理解のしやすさ	作文の内容	※その他の要素
採点	3点・2点・1点	3点・2点・1点	3点・2点・1点	3点・2点・1点
コメント				

※ **その他の要素**としては、チラシの配布場所や周知内容は適切（十分）であったか、会議の開催する予定日時が、参加しやすい日時を考慮されていたかなどといった項目を想定しています。

これらについて、項目ごとの採点方法について、委員の皆様の御意見をいただきたいと思えます。

また、なぜそのような評価になったのか、具体的なコメントを付けることにより、評価された側も早期に改善に取り組むことができるものと考えております。

## 4 今後の流れ

- ・第3回会議までに、チラシ（カラー版）、応募用紙そのほか必要な資料（情報）があれば用意する。
- ・第3回～第4回で様々なパターンの公募の内容を検証・評価する。
- ・第5回会議で、令和3年度に実施した公募の総括をまとめる。  
→ 庁内に周知し、今後の取組の指針とする。

## 5 法令・規則等（参考）

【旭川市市民参加推進条例】（※抜粋）

（附属機関の委員）

**第12条** 市の機関は、附属機関（[地方自治法第138条の4第3項](#)の規定に基づき設置する審議会その他の附属機関をいう。以下同じ。）の委員を任命し、又は委嘱しようとするときは、当該附属機関の委員の男女比率及び年齢構成並びに委員の在期数及び他の附属機関の委員との兼職状況等に配慮するとともに、全部又は一部の委員を公募により選考しなければならない。ただし、法令の規定により委員の構成が定められている場合、又は専ら高度な専門性を有する事案を取り扱う附属機関であって、公募に適さない場合その他正当な理由がある場合は、この限りでない。

2 前項の公募の実施に関し必要な事項は、市の機関が別に定める。

【附属機関の委員の公募に関する事務取扱基準】（※抜粋）

（公募の実施に関する公表）

**第5条** 公募の実施に当たって公表する事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 当該附属機関の所掌事項
- (2) 委員の任期
- (3) 募集する委員の人数と選考方法

(4) 応募の資格と方法

(5) その他市長が必要と認める事項

【附属機関の委員の公募に関する事務取扱基準】の解釈・運用について（※抜粋）

【第5条関係】

・応募に当たっては、機関の性質や審議事項等を承知の上で応募いただく必要があることから、第5条各号に掲げる事項については十分な情報提供を行わなければなりません。そのため、公募に係る書面(チラシ)を必ず作成します。

※ チラシはイラストの使用や色紙への印刷など、人目を引く工夫をしてください。

※ チラシは掲載すべき事項(第5号各号に掲げる事項を除く)

- ・全体の委員構成(人数、委員選任区分等)
- ・会議の開催回数(頻度)及び時間帯
- ・報酬(報償)の有無